

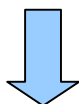
現場代理人の常駐義務緩和（兼務）について

・金額、兼務件数要件を平成29年1月25日から次のとおり改正しますのでお知らせします。

池田町役場企画財政課

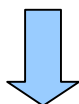
1. 兼務要件

- ① 工事場所が町内であること。
- ② 3件までの工事の兼務であること。
- ③ 兼務を行う工事の1件の予定価格が3,500万円未満（建築工事は、7,000万円未満）（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）であること。
（ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象）



2. 現場代理人兼務申請書の提出

- (1) 請負業者は、現在施工中の工事との兼務を希望する場合は「現場代理人兼務申請書」（様式第1号）を作成し、各工事の工事監督員に確認及び承認を得た上で契約経理係に提出。申請内容について契約経理係で起案、両工事担当課・合議により決裁し、兼務の可否を決定する。



3. 現場代理人の変更

- (1) 現場代理人を兼務している各工事の工事監督員は、施工現場において安全管理や施工管理等が確保されていないと判断した場合は、兼務の取り消しを行うことができるものとする。
- (2) 請負業者の都合により、兼務申請をしている現場代理人の変更を申請する場合は、通常の変更申請（現場代理人等指定通知書変更届等）を行い、工事監督員は変更の届出を受理するものとする。